

仕 様 書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、「町有林森林整備事業（搬出間伐）委託」において、受注者（以下「乙」とする。）が遵守すべき必要な事項を定めるものである。

（履行期間）

第2条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年11月13日（金）までとする。

（業務目的）

第3条 本業務は、一戸町森林経営計画に基づき、町有林の森林整備（搬出間伐）を行うことを目的とする。

（事業の着手）

第4条 乙は、本業務の実施前に以下の書類を提出し、発注者（以下「甲」とする。）の承認を受けるものとする。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

- （1）着手届
- （2）工程表
- （3）管理技術者・照査技術者選任通知書

（その他一般事項）

第5条 委託契約書に記載されている以外の一般事項は、以下のとおりとする。

- （1）業務実施の順序並びに方法等は、甲と乙とが緊密に連絡を取り、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- （2）業務の内容に著しい変更が生じる場合には、甲と乙とが協議を行った上で、契約内容を変更することができる。
- （3）その他諸規定及び本仕様書に明示されていない事項並びに疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議した上で、乙は甲の指示に従って誠意を持って対応し、乙の負担において業務を遂行するものとする。

（業務委託場所）

第6条 業務対象範囲は、以下に掲げる森林とする。

場 所：①一戸町小友字大谷地341-1 地内（一戸町264林班243小班1 施業班）

②一戸町小友字大谷地341-3 地内（一戸町264林班219小班2 施業班）

合計面積：2.09 ha

（業務概要）

第7条 本業務の概要については、以下のとおりとする。

- (1) 定性（搬出）間伐（選木なし・伐倒等）とし、施業地の測量を行うものとする。ただし、(5)から(8)に掲げる事項については、選木すること。
- (2) 間伐率は概ね30%とする。
- (3) 本業務は、「岩手県森林整備事業実施要領（昭和48年10月12日 林業第1192号。以下、「実施要領」という。）」の規定に則して行うものとする。
- (4) 伐倒にあたっては、伐高20cmを原則とする。ただし、地形、気象（積雪）条件等により、これによりできない場合は、甲との協議により40cm以内で設定できるものとする。
- (5) 間伐の施行にあたり、甲と協議のうえ出来形管理する標準地の箇所数（1ha当たり3箇所以上）、位置等を決定し、必要に応じて立木本数、伐採対象木本数等を調査するものとする。
- (6) 伐採対象木の選定にあたっては、設計図書に基づく伐採率又は伐採本数を基準とし、甲が設定した功程調査標準地又は、類似林分の選木状況に準じ対象木を選木すること。
- (7) 出来形管理する標準地を調査した場合は、伐倒木選定野帳等により、甲に報告すること。
- (8) 標準地の伐倒木の選木が完了したときは、伐採前に甲の確認を受けること。
- (9) 造材、集材した素材を検知すること。
- (10) 施業場所における実地測量を行い、施業図を作成すること。
 - ① 施行面積は原則実測による。
 - ② 1箇所0.01ヘクタール以上の除地がある場合は、施業図に図示すること。
 - ③ 施業図には、方位、縮尺及び事業地付近の道路その他目標になるものを表示すること。
 - ④ 作業道の線形及び延長を記載すること。
- (11) 森林整備補助金交付申請書（案）を作成すること。

（作業条件等）

第8条 本業務の作業条件等については、以下のとおりとする。

- (1) 事業の履行期間を遵守すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、作業員及び周囲の安全に十分注意すること。
- (3) 事業実施に影響を及ぼす事故、人身事故、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、遅滞なくその状況を甲に報告すること。
- (4) 通行人、通行車両等に対する安全管理、注意喚起について万全を期すこと。
- (5) 事業実施により発生したごみ等を林内に放置せず、火災予防に万全な措置を講ずること。
- (6) 溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮すること。
- (7) 対象木以外の立木を損傷しないよう注意すること。
- (8) 降雨による流出を防止するため、必要に応じて伐倒木が流出しないような措置を講ずること。

（事業完了時の提出資料）

第9条 本事業が完了したときは、乙は以下の資料を甲に提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 作業前後の写真及び作業状況写真（実施要領第7条第4項に規定する写真撮影基準に基づき

撮影したもの)

- (3) 作業日誌（作業記録）
- (4) 標準地調査結果
- (5) 検知結果（材積表）
- (6) 施業図（測量図）、測量野帳
- (7) 社会保険等加入状況表及び加入状況がわかる証書の写し
- (8) 森林整備補助金交付申請書（案）、その他甲が必要と認める資料等

委託場所明細

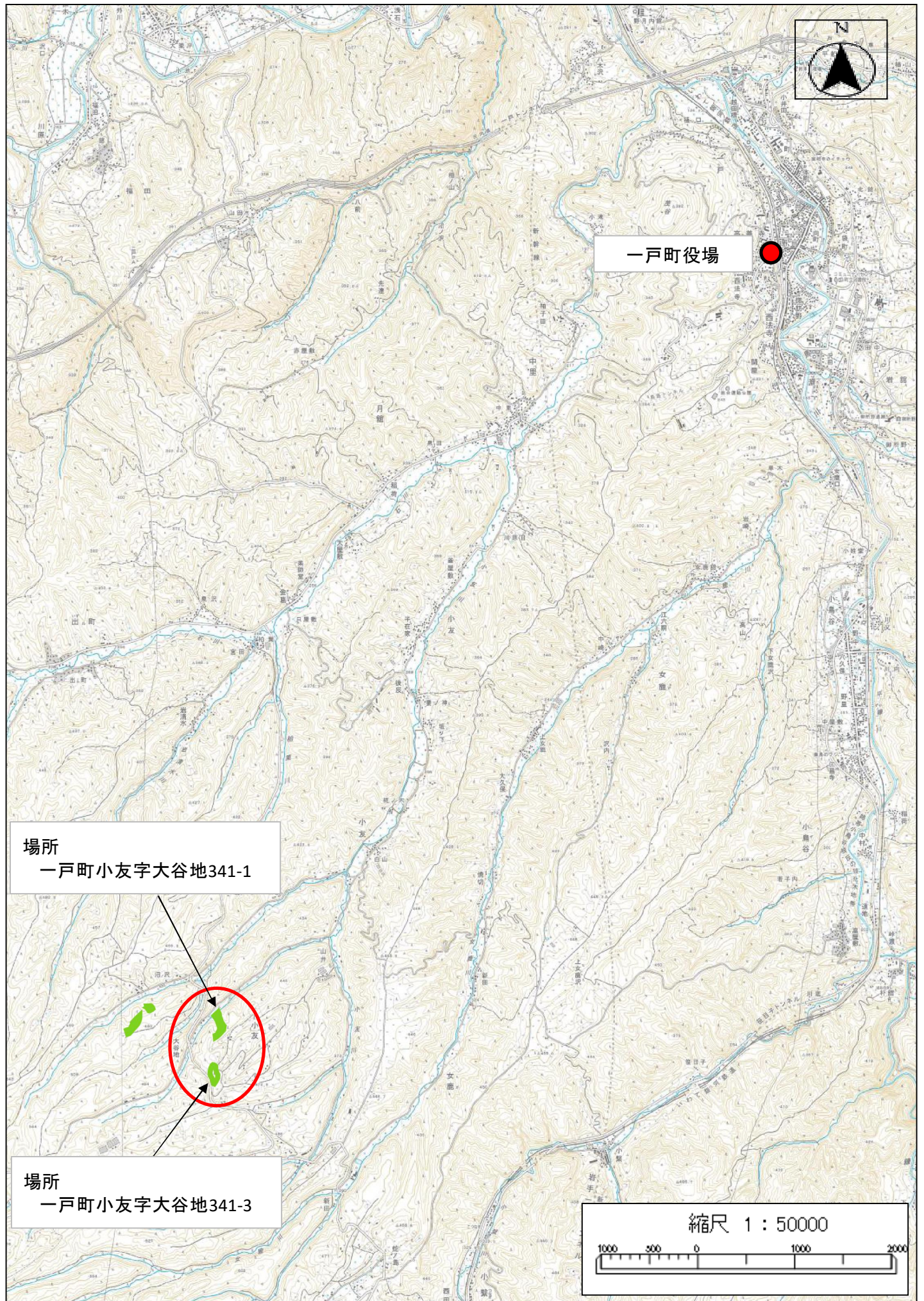
所在地	林小班	作業種	樹種	haあたり 立木本数 (本／ha)	平均直径 (cm)	平均樹高 (m)	面積 (ha)	立木材積 (m ³)	伐採率 (%)	搬出材積 (m ³)	haあたり 搬出材積 (m ³ ／ha)
1 一戸町小友字大谷地341-1	264-243-6	定性（搬出）間伐	スギ	1,000	30	18	1.10	764.280	30	229.284	208.440
2 一戸町小友字大谷地341-3	264-219-2	定性（搬出）間伐	スギ	1,200	22	22	0.99	563.112	30	168.934	170.640
合計							2.09	1,327.392		398.218	

調査方法：標準地調査（10m×10m）

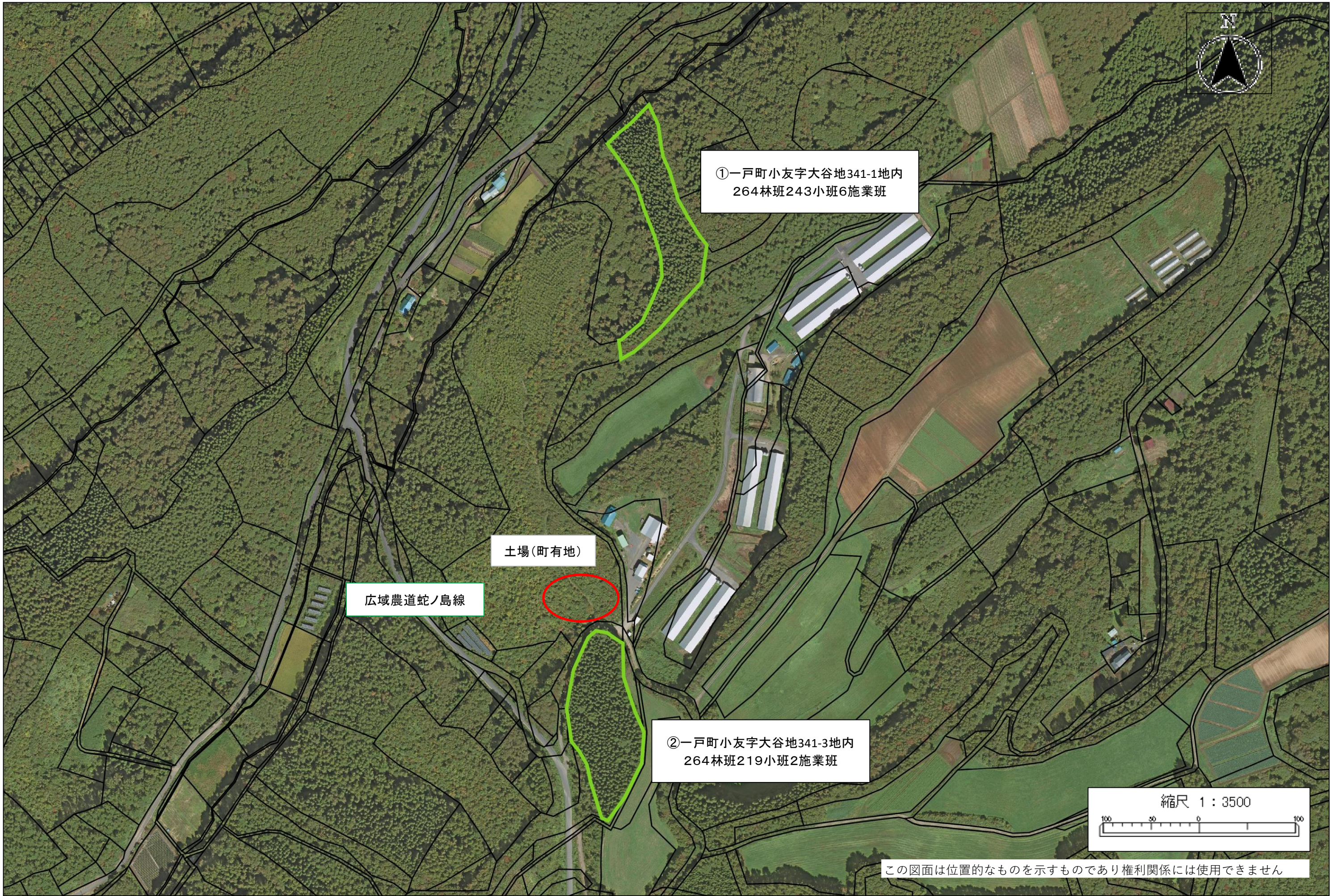
備考

- 1 搬出材を検知すること
- 2 事業箇所の実測をすること
- 3 森林整備補助金交付申請書（案）を作成すること

位置図



拡大図



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

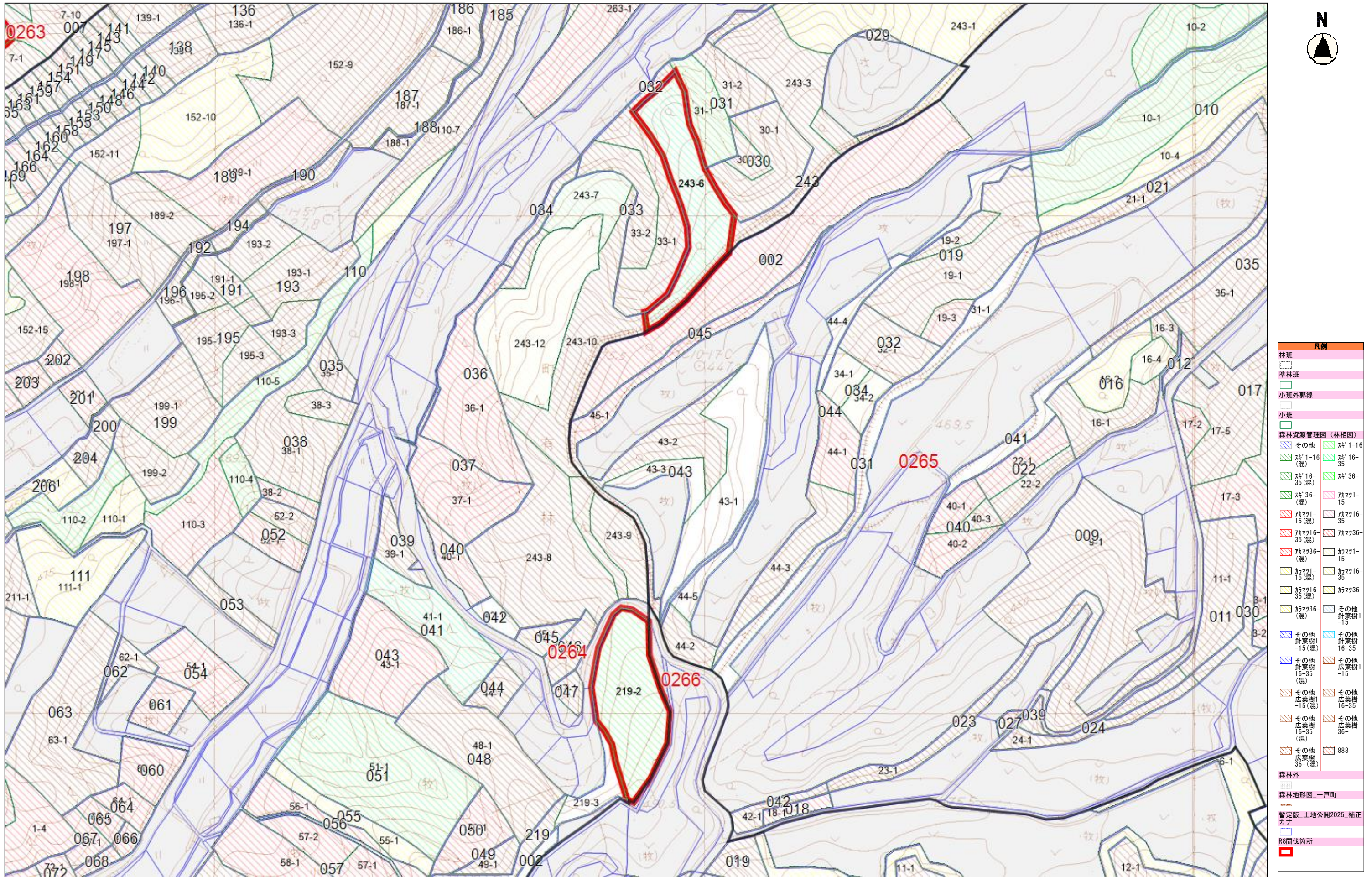
[確定版]

時点	2025/4/1
----	----------

森林簿情報は、公告日時点において令和7年4月1日現在のものとなっているため、林齢は +1 となります。

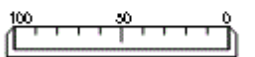
※「枝番」、「樹種番号」は、令和4年度以前の森林簿における「施業番号」、「施業枝番」に相当します。

森林資源管理図



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

縮尺 1 : 3500



林分調査野帳

作業種：間伐

※標準地は10m×10m

【現 地 写 真】

樹種	標準地⑪	
	スギ	
胸高直径	本 数	樹高
14		
16		
18	1	17
20		
22		
24		
26	2	17
28	1	17
30	1	18
32	3	18
34	1	18
36		
38		
40	1	18
42		
44		
46		
48		
50		
52		
54		
56		
58		
60		
62		
64		
66		
68		
70		
計	10	
備考		



メモ

- ・搬出間伐可能。
- ・途中まである作業道を延長する。
- ・比較的傾斜は緩やか。

林分調査野帳

作業種：間伐

※標準地は10m × 10m

【現 地 写 真】

樹種	標準地⑫	
	スギ	
胸高直径	本 数	樹高
14		
16		
18		
20		
22		
24		
26	5	20
28	1	21
30	2	21
32	3	22
34	1	22
36		
38		
40		
42		
44		
46		
48		
50		
52		
54		
56		
58		
60		
62		
64		
66		
68		
70		
計	12	
備考		



メモ

- ・搬出間伐可能。
- ・砂利道沿いにある。
- ・比較的傾斜は緩やか。

町有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

町有林の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け、2林整整第1157号林野庁長官通知）」に基づき作業されますようお願いいたします。

特に、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項に十分留意されますようお願いいたします。

1 枝条や伐倒木の処理方法について

- ・ 枝条や転石を、民家や道路等へ転落させないように作業を行う。
- ・ 枝条等の残材は溪流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨等で流出しないよう適切に処理する。
- ・ はい積みの位置は原則として作業道の谷側とし、極力、沢筋は避ける。

2 作業道及び土場の作設について

- ・ 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- ・ 路網を計画する際は、溪流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とする。
- ・ 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- ・ 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど、早期に原状回復されるようにする。
- ・ 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、溪流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。
- ・ 「主伐時における伐採・搬出指針」に基づかない場合にあって、かつ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月26日施行、通称：盛土規制法）」に該当する場合は、「盛土規制法」における許可が必要になるので、注意すること。

3 道路の使用や損傷防止について

- ・ 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力避ける等、道路の損傷防止に努める。
- ・ 道路を損傷した場合は、補修を行うこと。
- ・ 国道、県道、町道等の法定道路において作業をする際は、警察（道路使用）及び道路管理者（道路占用又は道路作業）の許可を得ること。

4 その他の事項

- ・ 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないよう対策を講じる。
- ・ 早朝等において騒音防止の対策を講じる。
- ・ 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保、事故防止に努める。

5 アカマツ林の伐採について

当町は、松くい虫被害地域の指定となっていますので、アカマツを伐採・搬出する際は、別添「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」を遵守願います。6月から9月の間はアカマツの伐採は行わないでください。なお、本件場所周辺においては、松くい虫の被害は確認されておらず、健全木の扱いとなるため移動制限は該当しません。

また、「森林病虫害等防除法」に基づき岩手県が公表している令和8年3月27日付け「岩手県告示第167号」において、森林病虫害等の駆除及びまん延を防止するために行うべき措置が定められていることから、併せて確認願います。